

トの場合は、同時に3人までしか閲覧できない。

NLNZ の新たな納本制度はまだ始まったばかりである。今後の展開に注目したい。

(収集部国内資料課：熊倉優子^{くまくらゆうこ})

Ref: National Library of New Zealand. "National Library of New Zealand (Te Pura Mātauranga o Aotearoa) Act2003". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/Act03-19.pdf>>, (accessed 2006-10-19).

"National Library Requirement (Books and Periodicals) Notice 2004". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/RequirementNotice2004.pdf>>, (accessed 2006-10-19).

"National Library Requirement (Electronic Documents) Notice 2006". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/2006118.pdf>>, (accessed 2006-10-19).

"Legal Deposit for New Zealand publishers". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/en/services/5legaldeposit.html>>, (accessed 2006-10-19).

"National Library Takes Next Step in Preserving Digital Heritage". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1147320272>>, (accessed 2006-10-19).

"Extended Legal Deposit Regulations Come Into Force 12 August 2006". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1155100358>>, (accessed 2006-10-19).

"Endeavor Information Systems Announces First Partnership for Long-Term Access and Preservation of Digital Content with the National Library of New Zealand". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1154899822>>, (accessed 2006-10-19).

"Harvesting Digital Heritage". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/bin/media/pr?item=1159154472>>, (accessed 2006-10-19).

"Legal Deposit Code of practice". (online), available from <<http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Code%20of%20Practice.pdf>>, (accessed 2006-10-19).

"Frequently asked questions about Legal Deposit". (online), available from <[http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Frequently_asked_questions_about_Legal_Deposit_\(August_2006\).pdf](http://www.natlib.govt.nz/files/legaldeposit/Frequently_asked_questions_about_Legal_Deposit_(August_2006).pdf)>, (accessed 2006-10-19).

Sun Microsystems. "New Zealand to Digitize and Preserve National Heritage". (online), available from <<http://www.sun.com/smi/Press/sunflash/2006-03/sunflash.20060313.2.xml?cid=155>>, (accessed 2006-10-19).

CA1613 XXXXXXXXXX ドイツにおけるオンライン出版物の法定納本制度

ドイツでは、2006年6月28日にドイツ国立図書館法が公布され、翌29日から施行された⁽¹⁾。この法律は、連邦レベルの納本図書館であるドイツ図書館(Die Deutsche Bibliothek)の名称をドイツ国立図書館(Die Deutsche Nationalbibliothek)に改めるとともに、パッケージ系の出版物に加えオンライン出版物についても同館への納入を発行者に義務付けることを主な内容としたものである⁽²⁾。

法律の制定から間もないこともあり、依然、不確定な部分もあるが、以下、これまでに明らかにされた情

報を基に、新たに創設されたオンライン出版物の納本制度の概要を紹介する⁽³⁾。

収集範囲

オンライン出版物は、活字、図画、音声のいずれの形態であれ納入義務の対象である。紙媒体での出版物と同じ内容で発行されたものも、また、データベースのようにオンライン出版物に特有のものも、納入義務の対象である⁽⁴⁾。内容的には、逐次刊行物、モノグラフ、辞典などは義務的納入の対象だが、単なる告知情報や商品カタログなどは対象外である⁽⁵⁾。

なお、収集範囲は、近々行われる納本令や収集方針の改訂により、明文化される予定である⁽⁶⁾。

収集方法

収集方法は、1) 地域の納本図書館の協力の下での納入、2) ドイツ国立図書館のサイトを通じた納入、3) ハーベスティング(ロボットによる収集)、の3とおりに大別される⁽⁷⁾。ただし、学位論文については、それ以外の方法として、大学図書館を通じたオンラインでの収集が既に1998年から行われている⁽⁸⁾。

2)の方法により収集する場合には、次のような手順を踏むことで、納入者・納入出版物の真正性の確保が図られている⁽⁹⁾。

- ・オンライン出版物を納入しようとする者は、まず、ドイツ国立図書館(以下「図書館」という。)にメール、FAX、郵便等の手段で通知を行う。通知を受けた図書館は、納入用のIDとパスワードをメールで通知者に送付する。
- ・納入者は、送付が確実になされることを確認するために、所定のフォームに記入した「通知様式」をオンラインで図書館に送付する(配付されたID、パスワードはこのとき使用する)。「通知様式」が問題なく送付された場合には、図書館から送付用のIDがメールで送付される。
- ・納入者は、送付用IDを用いてオンライン出版物を図書館に送付する。

なお、納入先は、フランクフルト市にあるドイツ・ビブリオテーク(Die Deutsche Bibliothek)か、ライプツィヒ市にあるドイツ・ビューヒェライ(Deutsche Bücherei)のいずれか一方であるが(両者はいずれも図書館を構成する一部門である)、納入者の居住地によって一義的に決定されることになる。

書誌の作成

納入者は、納入するオンライン出版物のメタデータを図書館に送付する⁽¹⁰⁾。これにより、図書館の整理作業の合理化が図られる。整理されたオンライン出版物の書誌は、全国書誌に掲載される⁽¹¹⁾。

利用提供

図書館は、ゲッティンゲン州立・大学図書館、ゲッティンゲン学術データ処理協会、IBM社との共同プロジェクトにより、技術革新によってソフトウェアが変

化しても、過去に収集した出版物の利用が保障されるようにするべく研究を行う⁽¹²⁾。

(調査及び立法考査局国会レファレンス課：わたなべただし 渡邊 齊志)

- (1) BGBl I 2006 S.1338.
- (2) 同法を法案段階で紹介したものとしては以下の文献を参照（この法案に一部修正が加えられた条文で成立している）。渡邊 齊志. インターネット情報資源の国家的収集：ドイツ国立図書館法案. 外国の立法, 226, 2005.11, 94-102. (オンライン), 入手先 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/226/022604.pdf>>, (参照 2006-8-6).
- (3) なお、ドイツ国立図書館はその後、法定納本制度についての広報サイトを開設している。
Die Deutsche Nationalbibliothek. Info Deposit. (online), available from <<http://info-deposit.d-nb.de/>>, (accessed 2006-11-16).
- (4) Die Deutsche Nationalbibliothek. Sammlung, Verzeichnung und Archivierung von Netzpublikationen. (online), available from <http://www.d-nb.de/wir/ueber_dnb/netzpubl.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (5) Die Deutsche Nationalbibliothek. Deutsche Nationalbibliothek mit erweitertem Sammelauftrag. (online), available from <http://www.d-nb.de/aktuell/presse/pressemitt_dnb_neu.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (6) *Ibid.*
- (7) Die Deutsche Nationalbibliothek. Abgabe von Netzpublikationen an die Deutsche Nationalbibliothek. (online), available from <http://www.ddb.de/wir/ueber_dnb/netzpubl_abgabe.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (8) *Op.cit.* (3).
- (9) Die Deutsche Nationalbibliothek. Abgabe von Netzpublikationen an die Deutsche Nationalbibliothek: Schritt für Schritt. (online), available from <http://deposit.d-nb.de/netzpub/np_stepbystep.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (10) *Op.cit.* (4).
- (11) Die Deutsche Nationalbibliothek. Erschließung, Verzeichnung von Netzpublikationen. (online), available from <http://www.d-nb.de/wir/ueber_dnb/netzpubl_erschl.htm>, (accessed 2006-8-6).
- (12) *Op.cit.* (4).

CA1614 XXXXXXXXXX フランス法定納本制度改正とウェブアーカイブへの対応

フランスの納本制度は、フランソワ一世のモンペリエのオルドナンス（王令）により、1537年に、図書を納本対象としたことを嚆矢とする。1993年には、パッケージ系電子出版物へと納本対象を拡大した⁽¹⁾。そして2006年、フランス納本制度は、再び大きな変動期を迎えた。第一には、2006年6月13日のデクレ（法令）により、法定納入受入機関に納本すべき紙媒体出版物の冊数を減少させることが定められた（E397参照）。第二には、2006年8月1日に公布された「情報社会における著作権及び著作権隣接権に関する法律」の規定により、フランス国立図書館（BnF）及び国立情報学視聴覚研究所（INA）が、インターネット情報資源を法定納本の対象とすることが規定された。

まず、納本冊数を減少させるという決定は、1993年の法定納本に関するデクレ⁽²⁾を、2006年6月13日

のデクレ⁽³⁾のとりわけ第6条によって修正するという形でなされた。以前は、出版者は4部、印刷者は2部納本せねばならなかったが、新しいデクレのもとでは、出版者2部、印刷者1部の納本となる。今回の改定は、納本部数を削減することで、納本する側、納本される側、双方の負担を軽減し、少数の納本資料を確実に管理・提供することが目指されている。出版者からの1部目は引き続きBnFで保管・提供され、2部目は国内外への寄贈・交換に用いられる。また、印刷者からの納本分は、各地域の納本図書館において提供される。このような法改正の背景には、「ドキュメントの爆発的増加」がある⁽⁴⁾。実際、図書及び逐次刊行物の納本数は増えており、過去15年間において、文学領域の出版物が35%、歴史及び地理の出版物が12%増加している。また、納入者が多様化しているという背景もある。2005年には、6419の納入者が存在したが、そのうち2692が新規の納入者である。しかも、これら納入者の半分は、この1年間で1部しか納入していない。これは、個人が自分自身で少数部作成した出版物をBnFに納本するケースが増えてきていることを意味している⁽⁵⁾。このような現象を前にして、収蔵スペースの狭隘化が生じたため、納本冊数を減少させ、同時に、BDLI（Bibliothèques du dépôt légalimprimeur：印刷者納本図書館）等の保存パートナーに、BnFが保存できないものを分担保存してもらおうという方向性を打ち立てた、というわけである。

第二に、BnF及びINAが目指すウェブアーカイブにおいて、新局面が見られている。それは、「情報社会における著作権及び著作権隣接権に関する法律」（通称、Dadvs法という。）⁽⁶⁾において、BnF及びINAが、インターネット情報資源を著作権者の許諾を得ることなく収集・保存できることが明記されたことである。この法案は、現在の情報社会と著作権法との調和をめざしEU議会が可決した指令に基づいて作成されたものであり⁽⁷⁾、2003年10月12日、閣議了承されたが、2004年度には成立に至らなかった（E154参照）。2005年12月に再び審議されたが、結果は数々の修正を受け、この法案が本来目的としていた方向とは逆を向いてしまった。当初、この法案の焦点は、デジタルデータを提供し、流通させる商業各社のデジタル著作権管理（DRM）を解除し、「相互運用性」を高めること、及び、Peer to Peer（P2P）方式によりデジタルコンテンツを自由に交換することを法的に認めるか否かを判断すること、であった（E433参照）。しかしながら、DRMの「相互運用性」の定義が曖昧であるとの憲法院の指摘を受け、各社のDRMの解除は果たされなかった。また、原案では、P2P等によるファイル共有の刑事責任は問わないとされていたが、この条項も破棄され、違法行為であるとされた⁽⁸⁾。Dadvs法が当初の目的に反した形で成立してしまっ